

小浜市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の意見および要望を積極的に市政に反映させるとともに、透明で開かれた市政を目指し、市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報および専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長および教育委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有するもの
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務するもの
- (4) 市内に存する学校に在学するもの
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本構想および市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定

2 次に掲げる場合は、適用除外とする。

- (1) 迅速もしくは緊急を要するものまたは軽微なもの
- (2) 計画等の策定に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
- (3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質がパブリックコメント手続に適さないもの

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認められる場合には、この要綱による手続を行うことができる。

(公表時期および公表資料)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 担当課、広報・デジタル推進課、コミュニティセンターおよび市役所東側（裏側）の当直室前（土・日・祝日のみ）における閲覧
- (3) 上記(1)(2)による閲覧が困難な状況であるなど、特段の事情があると実施機関が認めた場合は、希望者の申し出により、素案等を配付する。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市政広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として3週間程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受けるときには、当該意見等を提出した個人または法人の住所または所在地、氏名または名称等当該提出したものを特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見等を提出した個人または法人の氏名、名称等の個人または法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときその旨を明示するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要およびこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容およびその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出したものの権利または利益を害する恐れのあるものについては、その全部または一部を公表しないことができる。

3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等およびこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項および第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(意思決定課程の特例)

第8条 委員会、審議会その他の付属機関およびこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき、実施機関が実質的に同じ内容の計画等を策定し、または変更する場合は、この要綱の規定は適用しない。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市のホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限および計画等の素案の入手方法ならびに問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等のうち、計画等の案等を公表し、市民等に意見等を既に求めたものまたは早急に意思決定を行う必要があるものについてはこの要綱を適用しない。

附 則 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。